

## ◆ 町役場の代表電話は☎(84)1111です ◆

### ■平成21年度町県民税について (町民税務課)

平成21年度の町県民税（住民税）は、平成20年中の収入をもとに課税されます。

特別徴収（給与天引き）の方は5月中旬、普通徴収（各自で納付）の方は6月中旬に納税通知書を発送します。

#### ○今年度の税制変更点等

①公的年金から町県民税の特別徴収（天引き）の開始

本年10月から公的年金所得に対する町県民税が公的年金から特別徴収されます。対象者は原則として次のとおりです。

・平成21年4月1日現在 65歳以上の方

・老齢基礎年金等の年額が18万円以上である方

・介護保険料を年金から天引きをしている方

②寄付金税制の拡充

町県民税での控除が次のとおり拡充されます。

・適用下限額が10万円から5千円に下がります

・市区町村、都道府県に対する寄付金には特例控除が上乗せされますが

・所得控除方式から税額控除方式へ変わります

た寄付金のうち、茨城県及び町の条例で指定した法人等への寄付金も控除対象となります

#### ○お問い合わせ 税務G (内線252)

### ■軽自動車税は納期限までに納めましょう (町民税務課)

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

納税通知書が届きましたら、納期限（6月1日㈪）までに納付してください。

証明書と車検証を必ず一緒に保管してください。

心身に障害のある方が所有する軽自動車、または心身に障害のある方が所有する軽自動車で、一定の条件に該当する場合は、納期限の7日前（5月25日㈪）までに申請することにより、軽自動車税が減免されます。

なお、自動車税の減免申請と併用はできませんので、ご注意ください。

軽自動車、または心身に障害のある方が所有する軽自動車で、一定の条件に該当する場合は、納期限（6月1日㈪）までに納付してください。

証明書と車検証を必ず一緒に保管してください。

心身に障害のある方が所有する軽自動車、または心身に障害のある方が所有する軽自動車で、一定の条件に該当する場合は、納期限の7日前（5月25日㈪）までに申請することにより、軽自動車税が減免されます。

なお、自動車税の減免申請と併用はできませんので、ご注意ください。

軽自動車、または心身に障害のある方が所有する軽自動車で、一定の条件に該当する場合は、納期限（6月1日㈪）までに納付してください。

証明書と車検証を必ず一緒に保管してください。

軽自動車、または心身に障害のある方が所有する軽自動車で、一定の条件に該当する場合は、納期限（6月1日㈪）までに納付してください。

証明書と車検証を必ず一緒に保管してください。

軽自動車、または心身に障害のある方が所有する軽自動車で、一定の条件に該当する場合は、納期限（6月1日㈪）までに納付してください。

証明書と車検証を必ず一緒に保管してください。

### ■税務署からのお知らせ (町民税務課)

みんなからの電話による国税に関するご質問・ご相談は、平成20年11月4日から国税局「電話相談センター」で受けていることに伴い、税務署の代表電話が自動音声案内に変わっています。具体的な操作については、音声案内に従ってください。

また、税務署での面接相談は、十分な相談時間をもって対応するため事前予約制としています。

心身に障害のある方が所有する軽自動車、または心身に障害のある方が所有する軽自動車で、一定の条件に該当する場合は、納期限の7日前（5月25日㈪）までに申請することにより、軽自動車税が減免されます。

なお、自動車税の減免申請と併用はできませんので、ご注意ください。

軽自動車、または心身に障害のある方が所有する軽自動車で、一定の条件に該当する場合は、納期限の7日前（5月25日㈪）までに申請することにより、軽自動車税が減免されます。

なお、自動車税の減免申請と併用はできませんので、ご注意ください。

軽自動車、または心身に障害のある方が所有する軽自動車で、一定の条件に該当する場合は、納期限の7日前（5月25日㈪）までに申請することにより、軽自動車税が減免されます。

なお、自動車税の減免申請と併用はできませんので、ご注意ください。

軽自動車、または心身に障害のある方が所有する軽自動車で、一定の条件に該当する場合は、納期限の7日前（5月25日㈪）までに申請することにより、軽自動車税が減免されます。

なお、自動車税の減免申請と併用はできませんので、ご注意ください。

軽自動車、または心身に障害のある方が所有する軽自動車で、一定の条件に該当する場合は、納期限の7日前（5月25日㈪）までに申請することにより、軽自動車税が減免されます。

なお、自動車税の減免申請と併用はできませんので、ご注意ください。

軽自動車、または心身に障害のある方が所有する軽自動車で、一定の条件に該当する場合は、納期限の7日前（5月25日㈪）までに申請することにより、軽自動車税が減免されます。

なお、自動車税の減免申請と併用はできませんので、ご注意ください。

### ■乳がん・子宮がん検診のお知らせ (健康福祉課)

4月に乳がん・子宮がん検診を保健センターにて行いましたが、当日受診できなかつた方、または転入等で申し込みができるなかつた方を対象に再度申し込みを行います。

また、乳がん検診は、6月8日㈪から12日(金)まで

○検診自己負担金 5月7日(木) 6月4日(木)

・乳がん検診 40歳～49歳でマンモグラフィー

2方向の方 2,000円

30歳以上 1,000円

70歳以上 500円

・子宮がん検診 20歳以上 1,000円

70歳以上 500円

・自己負担金 受診券はがき (必ず持参してください)

・受診券はがき (必ず持参してください)

・バスタオル1枚

・スカート (子宮がん検診を受ける方)

※検査当日、保健センター内でスリッパの用意がありませんので、靴下等をお持ちください。

○お申し込み・お問い合わせ 保健センター☎(84)1910

### ■ふれあいハート教室のお知らせ (健康福祉課)

こころの病を持つ方のためにデイケア(ふれあいハート教室)を実施しています。病院に通院しながら家庭で過ごしている方、レクリエーションやスポーツなどを通じて仲間と一緒に時間を過ごしませんか。関心を持たれた方はお気軽に楽しい時間を過ごしませんか。お問い合わせください。

午前9時30分から11時まで

○場所 保健センター

○日時 5月7日(木) 6月4日(木)

○お問い合わせ 保健センター☎(84)1910

#### 五霞子育て支援センター「ひよこクラブ」のお知らせ

「ひよこクラブ」では毎月に、楽しい親子体操のプログラムを用意しています。5月は体を動かしたりリズム体操を予定しています。

◆日時：5月29日(金) ①10:15～ ②11:15～

◆場所：五霞保育園ホール ◆対象：未就園児と親

◆持ち物：上着(親と子)、飲み物(水筒)、汗拭きタオル

◆服装：運動しやすい服装 ◆参加費：無料

※「ひよこクラブ」参加に関しての申込み予約等は行っておりませんので、当日直接ホール受付までお越しください。

五霞子育て支援センター ☎0280-84-3788 担当:小松  
茨城県猿島郡五霞町元栗橋1563-3 <http://www.goka.ed.jp/>